

過敏性腸症候群 (IBS) との鑑別が重要な炎症性腸疾患 (IBD) の診断の補助に便中カルプロテクチン検査 (FEIA法) が有用です¹⁾

機能性消化管疾患診療ガイドライン 2020 (改訂第 2 版)において IBS の鑑別診断における臨床検査の実施が推奨されました

IBS の鑑別診断に大腸内視鏡検査以外の臨床検査は有用か？

推奨

IBS の鑑別診断に大腸内視鏡検査以外の臨床検査：大腸内視鏡以外の内視鏡・画像検査、検体検査(糞便、血液、尿)は有用であり、IBS の鑑別診断のために行うよう推奨する。

【推奨の強さ：強(合意率 91%)、エビデンスレベル：B】

機能性消化管疾患診療ガイドライン 2020 (改訂第 2 版)過敏性腸症候群 (IBS) より引用

IBD と IBS の鑑別における便中カルプロテクチン検査の有用性¹⁾

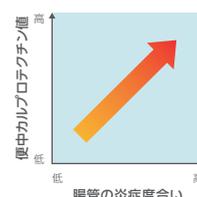
便中カルプロテクチンについてガイドラインでは次のように記載されています

- 便中マーカーである便中カルプロテクチンは、血清 CRP や赤沈よりも感度・特異度が高く、IBD との鑑別において有効である
- 便中カルプロテクチンは IBD と IBS の鑑別において、大腸内視鏡検査をすべき患者の選択にも有用である



便中カルプロテクチンとは

カルプロテクチンとは白血球に含まれる好中球の一成分で抗菌作用を持つタンパク質です。腸管に炎症が起こると好中球が炎症部位に集まるため、腸管炎症の度合いに応じて便中に含まれるカルプロテクチンの量が増えます²⁾。

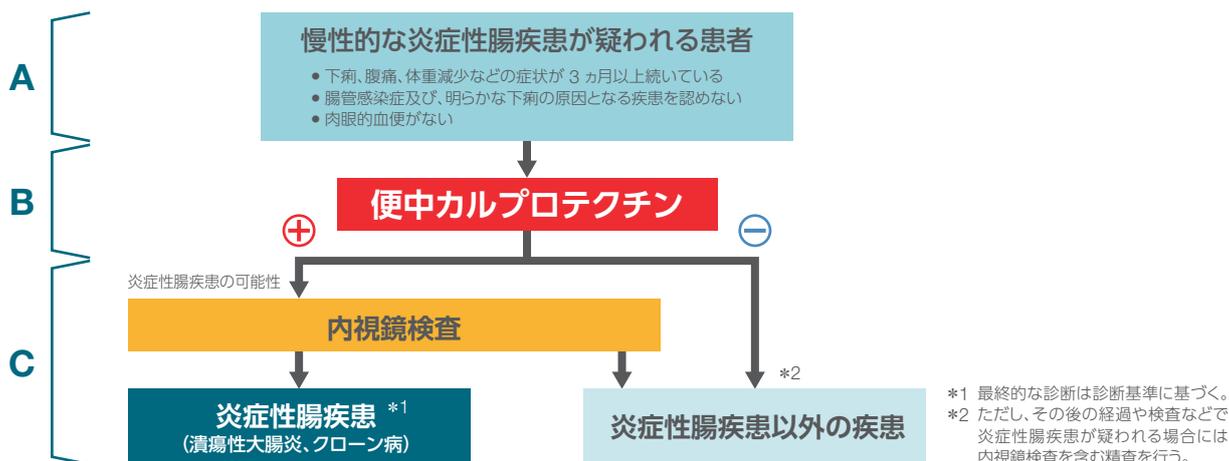


監修

岩本 史光 先生

いわもと内科おなかクリニック 院長

監修医の IBD 診断補助における便中カルプロテクチン検査 運用フロー例



A 慢性的な下痢症や腹痛症で来院される患者さんは、炎症性腸疾患 (IBD) や過敏性腸症候群 (IBS) の可能性があります。当院ではそのような患者さんに対し、① IBS として処方する診断的治療、②便中カルプロテクチン検査、③内視鏡検査、の3つを選択肢として提示し、患者さんご本人に選んで頂くことで、患者さんがどこまでの対応を希望されているかを明確にしています。

B 当院では、お薬を飲んででもなかなか治まらない症状に悩まれて来院される患者さんも多く、そのような患者さんは①ではなく検査の実施を希望されます。しかしながら、内視鏡検査は若年層の患者さんを中心に拒否傾向を示されますので、便中カルプロテクチン検査を選択される患者さんはたくさんいらっしゃいます。検査容器をお渡ししておき、後日、採便した当日に持参頂くようにしています。

C 腸管炎症に対しては血清 CRP よりも便中カルプロテクチンは腸管炎症に対する感度、特異度が高いと感じます。便中カルプロテクチン値が 50 mg/kg を超える陽性であれば、炎症性腸疾患が疑われることを患者さんに説明し内視鏡検査を勧めます。客観的な説明材料があることで、患者さんも内視鏡検査の必要性を納得し受け入れてくださいます。

運用のポイント

便中カルプロテクチン検査は検査センターに外注するため、結果報告までに日数を要しますが特に問題はありません。保険上の留意点として便中カルプロテクチン検査と大腸内視鏡検査は同月に主たるもののみしか算定されないため、便中カルプロテクチン検査の結果が報告されてから内視鏡検査の予約を入れ翌月実施とすることで、効率的に検査を運用することができます。

参考資料・文献 1) 機能性消化管疾患診療ガイドライン2020(改訂第2版)過敏性腸症候群 (IBS) 2) 松岡克善ら、医学と薬学、74(6) 717-726, 2017. 3) Roseth AG, Schemidt PN, Fagerhol MK. Scand J Gastroenterol,34:50-54,1999

主な使用目的	保険点数	判断料
糞便中のカルプロテクチンの測定 ● 炎症性腸疾患 (IBD) の診断補助 ● 潰瘍性大腸炎 (UC) の病態把握の補助	276点	34点 (尿・糞便等検査)
参考基準値として：50 mg/kg 以下 内視鏡的非活動状態の指標として：300 mg/kg 以下		

【保険上の留意事項(令和2年9月30日一部改正 保医発 0930 第3号)】

- ア) 本検査を慢性的な炎症性腸疾患(潰瘍性大腸炎やクローン病等)の診断補助を目的として測定する場合は、FEIA法又はLA法により測定した場合に算定できる。ただし、腸管感染症が否定され、下痢、腹痛や体重減少などの症状が3月以上持続する患者であって、肉眼的血便が認められない患者において、慢性的な炎症性腸疾患が疑われる場合の内視鏡前の補助検査として実施すること。また、その要旨を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- イ) 本検査を潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として測定する場合は、ELISA法、FEIA法、金コロイド凝集法、イムノクロマト法又はLA法により測定した場合は、3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を1月に1回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- ウ) 慢性的な炎症性腸疾患(潰瘍性大腸炎やクローン病等)の診断補助又は潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として、本検査及び区分番号[D313]大腸内視鏡検査を同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。

お知らせ

「炎症性腸疾患 (IBD)」と「便中カルプロテクチン検査」に関する情報ページをオープンしました。

QRコードより
簡単アクセス

医師向け



患者向け



Find out more at allergyaidiagnostics.com/calprotectin.doctor

© 2020 Thermo Fisher Scientific Inc. All rights reserved. All trademarks are the property of Thermo Fisher Scientific and its subsidiaries unless otherwise specified.
Printed in Japan. 2012-ot-AI208-1

サーモフィッシャーダイアグノスティクス株式会社

〒108-0023 東京都港区芝浦 4-2-8 住友不動産三田ツインビル東館

TEL 0120-489-211 受付時間 9:00~17:30 (土日祝日、年末年始を除く) E-MAIL info-jp.idd@thermofisher.com

ThermoFisher
SCIENTIFIC